

平成 31 年度税制改正意見重点項目（案）一覧

(注)・平成 31 年度税制改正意見申入れ項目(案)のうち、重点項目（案）は 11 件。

- ・「分野」欄は、
 - I (1) 適正・公平な課税・徴収のうち、情報収集権限の整備・拡充
 - I (2) 適正・公平な課税・徴収のうち、その他
 - II 納税者の利便性の向上

の区分を示している。

- ・「区分」欄には、過去、税制改正意見として主税局に申入れを行った年度を記載している。
- ・「申入 No.」欄は、税目別に整理した「平成 31 年度税制改正意見（案）」での申入項目番号を示す。

項目番号	分野	項目	概要	関係法令	区分	担当課室	申入 No.
1	I (1)	情報収集権限の整備	<p>課税上の問題を有する取引を行っている納税者が特定できない場合であっても、一定の要件を満たした場合には、該当する納税者に関する情報収集を行うことができる権限を整備する。【継続】</p> <p>(参考) 本権限を整備することで、各種法定調書の創設要望についても一定の対応が可能。</p>	通法 74 の 2 ないし 74 の 6、74 の 12	30	課個資法調	総人産人査 19
2	I (1)	国外の関連者が保存する帳簿書類等の提示・提出要求	移転価格課税目的以外でも、調査対象者に対し、その国外の関連者が保存する帳簿書類の提示・提出を求めることができる規定を創設する。【継続】	通法 等	30	課個資法消調	総人産人費査 20

項目番号	分野	項目	概要	関係法令	区分	担当課室	申入No.
3	I (1)	租税回避スキーム報告制度の導入	租税回避に利用されるおそれのある一定の取引について、その取引に関与したプロモーターや取引を行った納税者に対して、税務当局への報告及び関係資料の保存を義務付ける。 当該報告義務違反については、罰則を設ける。【継続】	通法 等	29、30	課 國 調 総 業 査	21
4	I (1)	一般的租税回避否認規定の導入	租税回避を主目的とする取引等により発生した費用・損失等を税務上否認するための一般的な規定を導入する。【継続】	租税実体法各法	29、30	課 審 個 資 法 消 調 理 人 產 人 費 査	22
5	I (1)	仮想通貨交換業者を通じて行った仮想通貨の交換取引に係る調書提出制度の創設	仮想通貨交換業者を通じて仮想通貨の売買取引を行った者及び仮想通貨保有者について、仮想通貨交換業者に対し、調書の提出を新たに義務付ける。	所法 225 等	新規	課 個 総 人	6
6	I (2)	配偶者居住権（及び配偶者居住権に基づく敷地利用権）の評価方法の新設	平成30年7月の民法改正により、新しい権利として、配偶者居住権が創設された。 配偶者居住権は経済的価値が大きいと見込まれるもの、法律上、譲渡が禁止され、「時価」の測定が困難であるため、「時価」の解釈を定める財産評価基本通達での対応は難しく、相続税法に「特別の定め」としての評価方法を定めることが相当である。	相法 22~26	新規	資 評	10
7	I (2)	無形資産取引に係る移転価格税制の整備	OECD/G20 BEPS プロジェクト行動8-10（移転価格税制と価値創造の一貫）の最終報告書を踏まえ、無形資産の軽課税国への移転によるBEPS（税源浸食と利益移転）を防止するため、無形資産取引に係る独立企業間価格の算定方法等の整備（①DCF法の明確化、②HTVIアプローチの導入、③無形資産の定義の明確化）を図る。	措法 66の4	新規	調 査 人	29
8	I (2)	必要経費及び損金の額の算定における帳簿及び請求書等の保存義務規定の新設	意図的に帳簿や請求書等を破棄する者が未だ存する現状を踏まえ、（消費税と同様に）帳簿等の保存を必要経費及び損金への算入要件とする法令改正を行う。【継続】 ※ 併せて、調査等により、帳簿等の保存義務を履行していないことが判明した場合の加算税の加重措置についても検討する。	所法 37、法法 22	28~	個 法 査 人 人 察	1

項目番	分野	項目	概要	関係法令	区分	担当課室	申入No.
9	I (2)	源泉徴収税額相当額の納税の確保	[REDACTED] [REDACTED] 源泉徴収税額相当額を控除せずに更正処分等を行えるよう法令改正を行う。【継続】	所法 120、通法 24 等	30	個法人法	2
10	II	事前通知方法の見直し	実地の調査に係る事前通知事項の一部について、納税義務者と税務代理人との同意があることを前提に、納税者又は税務代理人から通知事項の詳細は臨場時に説明を受ければよいとの申立てがあった場合には、臨場後、調査着手前に通知することができることする。	通法 74 の 9	新規	課個資法消酒調	総人産人費税査 26
11	II	第三者作成書類の提出不要化	所得税の確定申告において提出又は提示しなければならない第三者作成書類について、電子申告の場合と同様に、書面申告の場合においても、申告書等に必要な事項を記載するなど所定の要件を満たす場合には、その提出を要しないこととする。	所法 120、所令 262 等	新規	個資人産	3